

京都市上下水道局告示第17号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成28年6月27日

京都市公営企業管理者  
上下水道局長 山添 洋司

1 廃止届出業者名等

滋賀県大津市衣川二丁目30-14

カナメ設備

代表者 上林 信孝

2 廃止年月日

平成28年6月9日

(上下水道局水道部給水課)